

広報各務原広告取扱要領

(平成26年2月10日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、広報各務原への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 広報各務原に広告を掲載できる者及び広告の範囲は、各務原市広告掲載要綱(平成18年1月17日決裁。以下「要綱」という。)第6条及び第7条の規定に準ずるものとする。

2 割引券、引換券その他これらに類するものは、掲載しない。

(広告代理店)

第3条 市長は、広告の掲載枠に関し、指名競争入札により決定した広告代理店(以下「代理店」という。)と年間契約をする。

(広告掲載の申込及び決定)

第4条 広報各務原に広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、広報各務原広告掲載申込書(様式第1号)に、市税の納税状況確認同意書(様式第2号)又は最新年度の市税各税目において未納金がないことの証明書、広告の原稿を添えて、代理店を通じて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出が受けたときは、広告の掲載の適否を決定し、広報各務原広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第3号)により、代理店を通じて広告主に通知するものとする。ただし、申込書の内容に疑義がある場合は、要綱第10条第1項に定める審査会の審査を受けた上で決定するものとする。

(広告掲載の方法及び内容)

第5条 広告の具体的な掲載方法及び内容については、市と代理店との間で協議し、決定するものとする。

2 代理店は、完全版下を市長が指定する日までに市へ入稿するものとする。

(広告掲載料金の納付)

第6条 広告掲載料金は前納を原則とし、代理店は、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により、一括して納入しなければならない。

(広告掲載料金の返還)

第7条 既納の広告掲載料金は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載が

できなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消)

第8条 市長は、広告主の広告の内容が広告の掲載申込時から変更され、要綱の規定に違反すると判断したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成18年11月1日号広報各務原から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成26年5月1日号広報各務原から適用する。

附 則

この要領は、令和8年6月号広報各務原から適用する。

附 則

この要領は、令和9年1月号広報各務原から適用する。